

指定障害福祉サービス事業「光が丘ワークセンター短期入所」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 光道園が設置する指定障害者支援施設光が丘ワークセンター（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場にたった適切かつ円滑な障害福祉サービス事業の提供を確保することを目的とする。

2 地域生活支援拠点として、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供を担うこと。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて介護等を行う。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、障害福祉サービスその他、保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（人権の擁護および虐待防止のための措置）

第3条 事業所は、虐待防止に関する責任者を選定及び設置する。また虐待防止委員会を設置し虐待防止のための措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

（2）施設における虐待の防止のための指針を整備する。

（3）施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（5）成年後見制度の利用支援

3 利用者に対する虐待の早期発見に努め、虐待の可能性が認められた場合には管理者および市町村、関係機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（身体拘束の禁止）

第4条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 障害者支援施設 光が丘ワークセンター
- (2) 所在地 福井県丹生郡越前町朝日 3号13番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。ただし、員数については、厚生労働省の定める指定基準を下回らない範囲内で変動することがある。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。
- (4) 生活支援員 10名以上
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する
- (5) 事務職員 必要人数
事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、利用者の給食、栄養管理に関するサービスに従事する。
- (7) 医師 1名（非常勤）
医師は、利用者の診療に当たるとともに、医療・保健サービス、衛生管理全般に関する指導・監督を行う。

(事業所の形態)

第7条 利用定員は、1名とする。

(利用契約)

第8条 指定障害福祉サービスの開始に際して、障害福祉サービス受給者証を交付された者またはその家族に対し、運営規程の概要、世話人等のサービス内容に関する重要事項説明書、サービス利用説明書を交付し、その内容について説明を行い、利用者と契約を締結す

る。

(受給資格等の確認)

第9条 事業所は、利用者との契約に際して、障害福祉サービス受給者証により障害支援区分や支給期間等の確認を行う。

(営業日および営業時間)

第10条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休。
- (2) 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 24時間指定障害福祉サービスの提供が可能な体制とする。

(指定障害福祉サービスの内容および主たる障害者)

第11条 指定障害福祉サービスの内容は、短期入所とし、一時的に利用する必要があると認めた障害者を対象として提供する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。
- (3) 利用開始日や利用終了日に変更が生じた場合、速やかに事業所に届け出るものとする。

(利用料等)

第13条 前条の指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食費 1,540円/日(朝食:380円 昼食:610円 夕食:550円)
食事提供体制加算のある方は△480円/日

- (2) 光熱水費 286円/日

- (3) 日用品費他

2 利用料等の支払いを受ける場合には、事前に利用者または家族に対して文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

3 利用料等の受領に際しては、利用者または家族に対して領収証を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、福井県丹生郡内全域とする。

2 特別な事情により、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(緊急時等における対応方法)

第15条 サービス提供職員等は、障害福祉サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(感染症対策)

第16条 事業所は感染症の発生及びまん延防止に備えるため、感染症対策委員会の設置、感染症に関する事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく訓練及び研修を行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、生活支援員等は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および関係機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(苦情解決)

第18条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者および家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、サービス提供職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 光道園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

事業所は「障害福祉サービス等及び 障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示 第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等

の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。